令和７年度　調理師試験のお知らせ

静 岡 県

（健康福祉部生活衛生局衛生課、保健所）

１　試験日時

令和７年 11 月９日（日）　午後１時～午後３時（12 時 45 分までに着席）

２　試験会場

静岡県立大学（静岡県静岡市駿河区谷田 52－１）

３　受験願書の受付

(1) 受付期間

令和７年７月７日(月)から令和７年７月 11 日(金)まで

（午前９時から正午まで、午後１時から午後４時まで）

(2) 受付場所

以下の窓口で受験願書を受け付けます。（**郵送での受付は行っておりません。**）

名　　称	所在地	電話番号
賀茂保健所衛生薬務課	下田市中 531－１	0558－24－2054
熱海保健所衛生薬務課	熱海市水口町 13－15	0557－82－9116
東部保健所衛生薬務課	沼津市高島本町１－３	055－920－2102
東部保健所修善寺支所	伊豆市小立野 66－１	0558－72－2310
御殿場保健所衛生薬務課	御殿場市竈 1113	0550－82－1223
富士保健所衛生薬務課	富士市本市場 441－１	0545－65－2154
中部保健所衛生薬務課	藤枝市瀬戸新屋 362－１	054－644－9283
中部保健所榛原分庁舎	牧之原市静波 447－１	0548－22－1151
西部保健所衛生薬務課	磐田市見付 3599－４	0538－37－2245
西部保健所掛川支所	掛川市金城 93	0537－22－3262
西部保健所浜名分庁舎	湖西市古見 1044	053－401－0155
静岡市保健所食品衛生課	静岡市葵区城東町 24－１	054－249－3161
静岡市保健所清水支所	静岡市清水区旭町６－８	054－354－2384
浜松市保健所生活衛生課	浜松市中央区鴨江２－11－２	053－453－6114
浜松市保健所浜北支所	浜松市浜名区貴布祢 3000	053－585－1398

４　受験資格

次に示す学歴及び調理業務従事歴の条件を満たしていること。

(1) 学歴

ア　学校教育法（昭和 22 年３月 31 日付け法律第 26 号）による中学校を卒業した者

イ　旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者

ウ　旧中等学校令による中等学校の２年の課程を終わった者

エ　厚生省令で定めるところにより、前記イ及びウに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

（日本以外で学校教育を受けた方やインターナショナルスクール等を卒業された方などは、受験資格について、**事前に**保健所、保健所支所又は保健所分庁舎へお尋ねください。）

(2) **調理業務従事歴**

次の施設等で**証明の日までに２年以上、週４日以上かつ１日６時間以上**調理業務に従事した者

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって継続して１回 20 食以上、又は継続して１日 50 食以上飲食物を調理して供与するもの

イ　食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第１号、第４号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業

飲食店営業（ただし、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

ウ　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第１号、第 14 号又は第 32 号に掲げる営業

飲食店営業（ただし、「自動販売機」を除く。）、魚介類販売業（ただし、「行商」、「魚介類販売業（自動車）」及び「魚介類販売業（包装魚介類）」を除く。）、そうざい製造業

注意１　調理業務に従事した期間は全てを満たす必要があります。週の合計従事時間が 24 時間以上でも、**それぞれの要件を満たさなければ受験資格として認められません。**

（例：１日５時間で週５日勤務している場合、週当たりの勤務時間は 25 時間ですが、**受験資格はありません。**）

注意２　病院、学校等の施設において、栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している者の従事歴や全日制高等学校在学中にアルバイトで就業した期間は、調理の業務に従事した期間として**認められません。**

５　試験科目

次の６科目について筆記試験を行う。

(1) 食文化概論　(2) 公衆衛生学　(3) 栄養学　(4) 食品学　(5) 食品衛生学　(6) 調理理論

６　提出書類等

(1) 調理師試験受験願書

(2) 試験手数料　　6,100 円（静岡県収入証紙）　**※納入された試験手数料は返還しません。**

(3) 写真（出願前６か月以内に撮影した上半身・正面・無帽でかつ、縦 4.5 ㎝×横 3.5 ㎝のもの）
裏面には氏名・撮影年月日を記載すること。

(4) 調理業務従事証明書（静岡県の調理業務従事証明書の様式を使用すること。）

(5) 調理業務従事証明者の印鑑登録証明書**（原本）**
（**従事証明者が個人の場合**及び**法人が登記された印鑑を用いる場合**。原則発行後６か月以内のもの）

(6) 令和７年度調理師試験整理票、令和７年度調理師試験出願者入力原票
（受験願書提出時に、受付窓口において記入。）

7　受験願書等提出書類についての注意事項

(1) 調理師試験受験願書……黒のインクを使い、かい書で丁寧に記入すること。訂正する際は、二重線で見え消しにすること。
（鉛筆や消せるボールペンでの記入や修正液による修正は認めません。）

(2) 調理業務従事証明書……以下の点に注意のうえ、所定事項が漏れなく記載されていること。

ア　業務内容……**具体的に**書くこと。
例：和食の調理業務、魚介類販売店舗での調理業務、揚げ物又は焼物の調理業務

イ　証 明 者……調理業務に従事した施設の長（又は所属団体の長）であること。**証明者の役職（代表取締役、○○長等）を必ず記載**し、証明者の印については、**別紙「証明者の印について」**を確認すること。
証明者が夫妻・親子・兄弟等の関係にある場合は、所属団体の長等第三者の証明とすること。

ウ　従事施設が複数の場合……それぞれの施設の長（又は所属団体の長）が証明したものであること。

エ　その他……**別紙「調理業務従事証明書作成時の注意事項」**を確認すること。

8　再受験の方へ

令和６年度の本県の調理師試験に出願している場合、令和６年度の受験票の添付をもって、６に記載の提出書類のうち、(4)(5)を省略できます。なお、令和６年度調理師試験の受験票は再交付しません。また、令和６年度の受験票から氏名等に変更がある場合、その変更がわかる戸籍謄本若しくは戸籍抄本（発行後６か月以内のもの）を提示してください。

9　受験票の送付

受験票は、健康福祉部生活衛生局衛生課から10月初旬に直接受験者あて郵送するので、10 月 24 日（金）までに届かない場合は、願書を提出した保健所、保健所支所又は保健所分庁舎へその旨御連絡ください。

10　試験当日の受験者の持ち物

(1) 受験票
(2) 鉛筆（ＨＢの黒）
(3) 消しゴム（プラスチック製のもの）
(4) 腕時計（試験会場には時計が設置されていません。）
なお、携帯電話やウェアラブル端末等を時計代わりに使用することは認めません。

11　合格者の発表

(1) 令和７年 12 月 18 日（木）正午に保健所、保健所支所及び保健所分庁舎において合格者の受験番号を掲示します。また、当日中に静岡県ホームページ（https://www.pref.shizuoka.jp）にも合格者受験番号を掲載します。なお、**電話及びメールでの問い合わせには、応じられません**ので御注意ください。

(2) 試験当日に試験会場周辺で、合格発表の電報の注文を受けている業者がいることがありますが、県とは一切関係ありません。

(3) 合格証書は、令和７年 12 月 18 日（木）に健康福祉部生活衛生局衛生課から直接合格者あてに発送します。試験合格者で、合格発表日から１週間以上経っても合格証書が届かない場合は最寄りの保健所等へお問合せください。

会　場　案　内　図

静岡鉄道「草薙駅」、同「県立美術館前駅」、又はＪＲ「草薙駅」南口から徒歩 15 分
※試験会場へは、鉄道、バス等の公共交通機関を御利用ください。

※　会場及びその付近は駐車禁止です。近所の人々や他の施設の営業者等の迷惑になりますので、送迎を含む**自家用車の乗り入れは絶対にやめてください。**

※　調理師試験について、試験会場に問い合わせることはやめてください。

台風や公共交通機関の遅延等の影響により、試験日時を変更する可能性があります。
変更がある場合は、随時、ホームページでお知らせします。
変更について個別の連絡はいたしません。

（URL）
https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/shokuanzen/shokushiken/1024968.html

別紙

調理業務従事証明書作成時の注意事項

1　「令和７年度　調理師試験のお知らせ」に記載されている受験資格をご確認いただいたうえで、証明者が、調理業務従事証明書を作成してください。

2　鉛筆や消せるボールペンでの記入は認められません。

3　内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。修正液等の使用や、訂正印のないものは認められません。

4　従事期間については、調理業務従事証明書の**証明日現在で２年以上**が必要です。

5　**調理業務に従事している時間は、原則として週４日以上かつ１日６時間以上であることが必要です。**

6　**業務内容は、具体的に記載してください。**（例：和食の調理業務、魚介類販売店舗での調理業務、揚げ物又は焼物の調理業務）**なお、接客業務や配達業務は、職歴として認められません。**

7　原則として**法人又は施設の代表者（給食施設の場合は施設長）が証明してください。**ただし、次の場合は、**所属団体の長等、第三者による証明が必要です。**

①証明者と出願者が同一人物の場合

②**証明者が配偶者若しくは二親等以内の血族の関係にある場合**（下図参照）

③勤務していた店舗や施設が**廃業になり、証明が得られない場合**

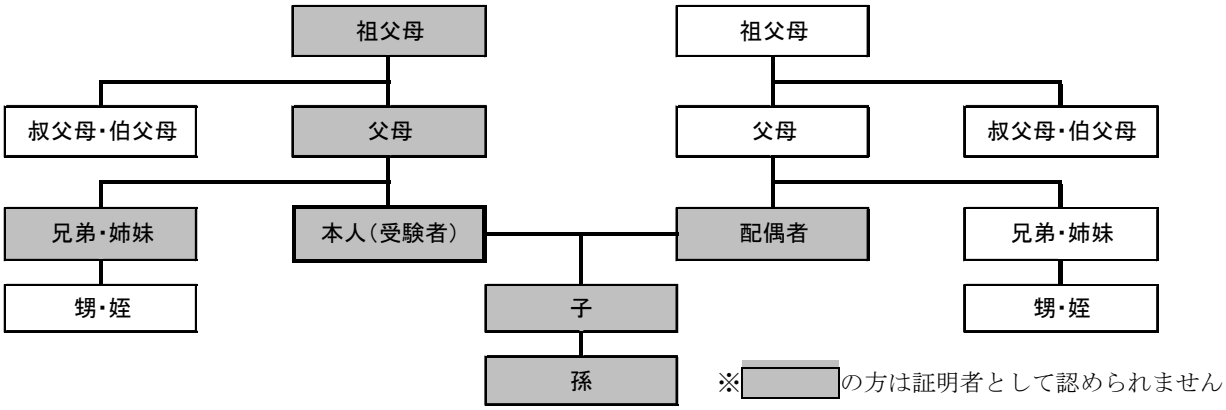

なお、証明できる者がいない場合は、改めて調理の業務に従事する必要があります。

8　異なる期間に、複数の施設で調理業務に従事した場合、それぞれの施設での従事期間を合計して、通算２年以上の従事経験があれば認められます。この場合、**調理業務従事証明書は施設ごとに必要です。**

9　受験資格の審査のために必要がある場合は、**証明者等に直接確認を行うことや、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることがあります。**

10　提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、**受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。**

証明者の印について

1　個人が証明する場合

市区町村に登録されている実印を押印し、必ず**当該印鑑の印鑑登録証明書を添付**してください。
実印でない銀行印や認印等が押印された証明書は無効ですので、ご注意ください。

証明者	証明者の印鑑	印鑑例示	必要書類
個人 （経営者等）	実印 （市町村に登録されている印鑑）		印鑑登録証明書※（原本）

※印鑑登録証明書は発行から６か月以内のものであること。

2　法人が証明する場合

法人名と役職名の入った職印又は登記された印鑑を押印し、登記された印鑑を用いる場合には、必ず**当該印鑑の印鑑証明書を添付**してください。

登記されていない社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

証明者	証明者の印鑑	印鑑例示	必要書類
法人	職印 （法人名と役職名の入った印鑑）		なし
	社印等 （登記所に提出された印鑑）		印鑑登録証明書※（原本）

※印鑑登録証明書は発行から６か月以内のものであること。

3　法人が設置する施設の長又は任意団体の代表者が証明する場合

法人が設置する施設の長又は任意団体の代表者の職印を押印してください。

学校印、組合印等のみでの証明は認められません。

証明者	証明者の印鑑	印鑑例示	必要書類
法人が設置する施設の長 （病院長等）	施設の長の印鑑		なし
任意団体の代表者 （組合長等）	任意団体の代表者の印鑑		なし

4　認められない例（印鑑が登記されている場合を除く）

社印、学校印、組合印のみ	ゴム印
 単なる社印（店印）　　学校印	